

# 会報



第9号

社団法人  
千葉県公害防止管理者協議会

# 目 次

## 環境行政の当面の課題

千葉県環境部環境部調整課長 川名昇 ..... 1

### \* 協議会活動について

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| 1. 昭和52年度下期事業計画及び実施状況..... | 3 |
| 2. 下期における主要事業の実施概要.....    | 4 |

### \* 地域部会活動について

地域部会活動状況——印旛・香取部会..... 5

### \* 行政法令動向

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 千葉県告示第 777号（振動規制法に基づく地域指定）.....      | 8  |
| 千葉県告示第 778号（振動規制法に基づく規制基準）.....      | 11 |
| 千葉県告示第 781号（騒音規制法に基づく区域指定の一部改正）..... | 16 |
| 千葉県告示第 782号（騒音規制法に基づく規制基準の一部改正）..... | 17 |
| 千葉県告示第 779号（振動規制法施行規則に基づく区域指定）.....  | 18 |

### \* 千葉県環境賞について

第1回千葉県環境賞受賞者の表彰について..... 19

### \* 技術紹介

#### 工場排水管理の一例

住友化学工業㈱千葉製造所袖ヶ浦工場..... 24

# 環境行政の当面の課題



千葉県環境部環境調整課長

川 名 昇

明けましておめでとうございます。

昭和53年の年頭にあたり、皆様の御多幸を心からお祈り申しあげますとともに、平素の環境行政に対する御協力に対し、厚くお礼を申しあげる次第でございます。

さて、本年は公害対策基本法が昭和42年8月に公布されてから11年目を迎えますが、この機会に昭和53年に向っての当面の問題について考えてみたいと思います。

## 〈かけがえのない県土・環境の保全〉

県では、「かけがえのない県土、環境の保全」を県政の重点施策の一つにかけ環境行政に積極的に取り組んでいます。

基本的な考え方を申しあげますと第1に自然環境の保全に努めること、第2に県土の保全のための措置を講ずること、第3に公害防止対策を推進することです。

この考え方、「かけがえのない房総の自然を守る」ための総ての施策の前提となるものです。

環境汚染については、各種の公害対策が着実にその成果を挙げており、従来の対症療法的な施策は概ね所期の目的を達し終息に近づいていると申せますが、未だ残された問題もまだ多くあります。

## 〈残された問題を解決するために〉

対症療法的な「公害対策」から、未然防止を重視する「環境保全」へと云われ始めてからかなりの日時を経ていますが、残された問題のなかでも、光化学スモッグ、窒素酸化物、都市河川・湖沼・東京湾の汚濁、窒素・リン等有機物質による水質汚濁等は、新たな知見をもって処さなければならぬものがほとんどであり、その解決にはかなりの時間を要するものと思われます。

そうしたなかで以下に述べることは、今後の重点施策ともなるものであります。

## 〈窒素酸化物問題〉

二酸化窒素の環境基準中間目標値の適合状況は、徐々に改善される傾向にはありますが、環境基準値（最終目標値）と比べるとほど遠い現状です。

この理由としては、①発生源が多種多様であること、②防止技術の開発が遅れていること、などがあげられます。

現在、環境庁は中央公害対策審議会に、二酸化窒素の環境基準の判定条件について諮問をしていますが、そうした最中に、通産大臣の諮問機関である産業構造審議会は、環境基準の見直しを求める内容の答申をいたしましたが、これが今後どのような影響を与えるか成り行きが注目されます。

県は、来年度早々に窒素酸化物についての専門委員会を設置し、発生源の再確認と、効果的な規制対策を実施するための総合調査を実施し検討することとしています。

## 〈東京湾における総量規制の導入〉

東京湾の水質については、かなりの良化が認められるとはいえ、C類型が維持されているに

すぎません。

県公害対策審議会から今後は、B類型の達成に努められたいとの意見が出されています。

そのためには、東京湾に流入する河川からの負荷量を抑えることが必要であり、河川の上流県である埼玉県をも規制の網に含めた、総量規制の実施が図られねばなりません。

環境庁では、次の通常国会に水質汚濁防止法の改正を提案、53年5月成立、11月施行を予定し、その後1年間かけて規制基準の設定を行ない、適用は54年11月からとし、目標年次は5年後の59年とすることで検討しているようです。

県も来年度から、国の制度化に即応した種々の調査を実施し、これに備えることにしています。

#### 〈廃棄物の処理体制〉

社会経済の進展と生活水準の向上につれ発生する廃棄物の量は、年々増加し同時に種類も複雑化する傾向にあり、これを処理する市町村では、処理施設の建設、用地の確保等に莫大な経費を必要とし、最も深刻な問題となっています。

産業廃棄物についてみると、50年の年間発生量は2,148万トンと、46年の1.7倍に増大している状況にあります。

県では、53年度から60年度を目標年度とする第2次産業廃棄物処理計画を策定し、これに対処するとともに公共関与の最終処分地の確保に着手することとしています。

#### 〈新たな環境問題〉

本年は、国の景気回復を基調とした大型予算の編成に呼応し、県も公共事業の大巾な受け入れが考えられます。

加えて、新東京国際空港の開港をはじめとして、富津地区の埋立、鉄道、道路等交通網の整備、都市モノレールの建設、幕張、検見川地先の水際線の再利用、などの種々の公共事業が予定されています。

最近の世論の動向は、こうした国、地方公共団体の計画する開発等の行為に対して、周辺住民から生活環境の悪化を理由とする反対運動が頻発する傾向にあります。

目下、新東京国際空港の開港に伴うアクセス対策として、東関東自動車道・湾岸道路の建設が進められておりますが、この建設をめぐって周辺住民から、「千葉県公害審査会」に「調停」を求める事案が提起されましたが、今後はこのような問題が多くなるものと思われます。

こうした背景には、過去の高度成長政策が住民の立場や環境問題を無視したきらいがあり、そこから住民の政治に対する「うっかり乗れない」とする素朴な不信感が相乗して、今日的な住民運動に発展したと云えるのではないかと思われます。

このような世論の動向に対しいち早く対応するためには、従来にもまして、①環境影響事前評価体制の強化、②騒音、振動等特殊公害規制体制の強化、を図りより公害の未然防止対策を進めるよう努力したいと思います。

#### 〈その他〉

以上のような諸々の施策以外にも進められているのが、①公害防止計画の見直し、②公害防止細目協定の期間延長、などですがいずれも企業の特段のご理解、ご協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

#### 〈おわりに〉

環境問題のうちいわゆる産業公害につきましては、企業の皆様のご努力により一応沈静化の傾向にあり、全般的にも良化していますが、未だ残された大きな課題もある訳でございます。

お互いが連絡協調を図りつつ、その連帶のもとに環境行政に取り組んでまいりたいと存じますので何分よろしくお願いいいたします。

今年も引き続いて厳しい経済情勢が予想されますが、1日も早い不況からの脱出を念じて止まない次第でございます。

# 協議会活動について

昭和52年度下期における事業は、10月28日千葉県文化会館において実施した県の川名環境調整課長による「本県における環境問題について」及び法政大学経営学部森川教授による「日本病の危機と公害問題」のご講演をいただいた統括者・主任管理者研修会をはじめ、水質・騒音・振動・悪臭・廃棄物等各分野に渡って、管理者及び第一線技術者研修会を開催した。また、第4回部会連絡会を新日本製鐵(株)君津製鐵所にて開催し、会議終了後、同製鐵所内の見学を行なった。これ等事業の概要を紹介いたします。

## 1. 昭和52年度下期事業計画及び実施状況

	事 業	会 務
10月	● 28日 統括者・主任管理者研修会 (於 文化会館)	
11月	● 4日 水質管理者研修会 (於 自治会館) ● 18日 騒音・悪臭管理者研修会 (於 自治会館)	● 9日・第4回部会連絡会 (於 新日本製鐵(株)) ● 30日・会報編集委員会 (9号)・(於 自治会館)
12月	● 2日 廃棄物関係管理者研修会 (於 自治会館) ● 16日 大気第一線技術者研修会 (於 自治会館)	● 21日・会報編集委員会 (9号)・(於 自治会館) ● 21日・第5回部会連絡会 (於 自治会館)
1月	● 13日 水質第一線技術者研修会 (於 自治会館) ● 18日 第7回環境問題説明会 (於 千葉ステーション会館大会議室)	
2月	● 3日 廃棄物関係第一線技術者研修会 (於 自治会館)	● 3日・会報編集委員会 (9号)・(於 自治会館) ● 8日・第6回部会連絡会 (於 自治会館)
3月		○ 8日・第7回部会連絡会 (於 自治会館) ○ 24日・第3回理事会 (於 文化会館)

(注) ○印は予定である。



大気第一線技術者研修会



水質第一線技術者研修会

## 2. 下期における主要事業の実施概要

### 管理者研修会実施状況

月 日	区 分	受 講 者 数	場 所
10月28日	統 括 者 ・ 主 任	(155工場・事業場) 199名	文化会館
11月4日	水 質	(135工場・事業場) 176名	自治会館
11月18日	騒 音 ・ 振 動 ・ 悪 臭	(120工場・事業場) 142名	"
12月2日	廃 棄 物 関 係	(147工場・事業場) 191名	"

### 第一線技術者研修会実施状況

月 日	区 分	受 講 者 数	場 所
12月16日	大 気	(104工場・事業場) 115名	自治会館
1月13日	水 質	(135工場・事業場) 152名	"
2月3日	廃 棄 物	( 工場・事業場) 名	"

### 第7回環境問題説明会

月 日	テ 一 マ	受 講 者 数	場 所
1月18日	1) 昭和53年度の環境部重点施策の指標について 2) 本県環境の現状と対策について(52年版千葉県環境白書に基づいて) 3) 質 疑	(159工場・事業場) 167名	千葉ステーション会館 6F



第七回環境問題説明会



廃棄物第一線技術者研修会

# 地域部会活動について

印旛・香取部会 幹事会員  
藤倉電線(株) 佐倉工場

印旛・香取部会は、千葉県北部の中央に位置し、首都圏50kmにあります。付近には釣の名所として知られる県下の水がめ、印旛沼があります。したがってこの地方は水と緑に囲まれた広大な田園都市でもあります。

また一方、3月の新空港開港をめぐって、この周辺は、新国際産業都市として、さらに発展をとげるものと思われますが、大きく変貌する環境に大きな関心を寄せながら、部会活動を行っております。さて、本地域部会は、19社で構成されておりますが、その大きな特徴は、佐倉市、成田市、佐原市、印旛郡下、香取郡下等になっており、地域的に広範囲にわたることから、会議開催においても、交通便は悪く、しかも共通した産業が数少ないこともあって、日常の交流はほとんどなかったという状況でしたが、こと公害防止協議会の活動においては、会員みなさんの熱意によって、いつも好出席を得ております。この地区の担当幹事としては、深く感謝している次第であります。今回ここに印旛・香取部会の諸活動の概要について、要点を報告いたします。

## ○第1回地域部会 昭和50年9月10日(水)

会場 印旛支庁(佐倉市鎧木町1203)

議題(1)協議会活動状況について

(2)下期事業計画について

(3)連絡事項

会議は協議会活動の方向づけについて全員の理解を得、協力を得ることの一一致をみました。

## ○第2回地域部会 昭和51年3月2日

事業所訪問と電話で各グループ毎に相談の結果、19社全会員第5回部会連絡会の内容(会費値上げ問題など)を了解し、特に会費の値上げ問題については、諸般の情勢からやむ得ない。

また、値上げについても、特に問題はないとの方向を確認いたしました。

会員の意向、主な意見

○内容充実のための値上げはやむを得ない

○内容向上のため、すべて了解、先般の水质規制の研修会に参加して大変に勉強になり感謝している。

○値上げ、その他事業計画など、よく理解している。活動実績もあり、よく利用させてもらっている。

## ○第3回地域部会 昭和51年5月24日

会場 佐倉市役所

出席14社、来賓、千葉県印旛支庁高梨主事 佐倉市公害対策中島課長、鳴野笠井担当。

議題(1)協議会活動状況について

(2)昭和51年度工期事業実行計画について

(3)昭和51年度千葉県環境月間行事について

(4)COD自動測定装置公開試験実施について

(5)その他

1)昭和50年度印旛・香取地域部会決算報告

2)地域部会、年間スケジュールについて

会議開催に際し印旛支庁、高梨主事及び佐

倉市公害対策課中島課長から挨拶及び地区情報をおいたいた。上記議題について全員一致で確認しました。

○第4回地域部会 昭和51年12月20日

会場 湖畔荘（佐倉市営国民宿舎）

出席11社、来賓佐倉公害対策中嶋課長、他  
1名。協議会事務局菅井担当。

議題(1)協議会活動状況について

(2)昭和52年度事業計画について

(3)その他 懇親会

[概況]

(1)協議会活動状況について

幹事会社より公害防止管理協議の近況活動の報告を行う。また、会報について更に充実すべく意見交換を行った。

(2)昭和52年度事業計画（案）について

配布資料に基づき内容説明、意見を求める。

特に意見なし。

(3)中嶋佐倉公害対策課長から、佐倉市の公害対策についての説明を資料に基づき行った。

質疑の主な内容は、佐倉市内、工業団地の工業用水の問題や、下水道に関する質疑がありました。

①工場増設の場合、特に規制はあるのか、建設時点の杭打ち作業など、許可は必要なのか——従来の届出で良い——

②県営住宅と工業団地のトラブルが想定されるので、予防策と善処を要望したい。

③工業用水と下水道の将来計画は、また地下水規制の問題等。——現在市の企画課で検討中、人口計画とみあわせて考えたい——

④菅谷協議会事務局員から、県公害防止管理者協議会の近況報告と、当面している活動計画等についての説明を行ないました。

その後、懇親会を行ない午後4時30分散会いたしました。

○第5回地域部会（アンケート実施方式で個別うち合せ） 昭和52年2月23日

アンケート要項について（各項に○印とその他の事項あれば御記入願います。）

1. 51年度活動経過について（ ）内回答数

（イ）満足（18社全員）（ロ）不満足

御不満のことがあれば具体的に御意向をおよせ頂きたい。

2. 52年度諸計画について

（イ）計画通りで良い。（全員）

（ロ）追加または、修正の希望あり。

具体的に。

3. 52年度役員問題について

（イ）役員幹事の選出方法について

（意見あり、特に希望なし（全員））

（ロ）次期幹事になることについて

（希望あり、なし、推せん社あり、現幹事留任（全員））

4. その他事項ありますれば

見学を望みたい。

○第6回地域部会 昭和52年9月16日

会場 佐倉市役所

出席 13社、来賓、印旛支庁漆崎主査、佐倉市公害対策串田課長、成田市公害対策課青柳課長、千葉県公害防止管理者協議会大野事局長。

議題(1)昭和52年度上期事業報告について

(2)昭和52年度下期事業実行計画について

(3)特別出席者挨拶及び地区情報

公害に関する諸問題について、それぞれの立場で発言していただいた。

(4)工場見学はバスにより、新日鉄君津製鉄所。

今回の部会は、工場見学（新日鉄君津製鉄所）も兼ねて行れました。出席会社は、19社中、13社、会員17名と特別会員4名の21名のもとに行されました。当日は会議、工場見学と忙がしいスケジュールではありました。見学先の行きとどいた準備、御説明を頂き意義深い充実した部会でした。

○第7回地域部会 昭和53年1月17日

会場 藤倉電線㈱佐倉工場

出席 14社（16名）来賓印旛支庁、漆崎主

査、佐倉市公害対策評議会課長、成田市公害対策課青柳課長、千葉県公害防止管理者協議会菅井担当。

議題(1)挨拶（行政情報）

印旛支庁、漆崎主査殿、串田佐倉市公害対策課長殿、青柳成田市公害

対策課長殿、菅井公防協事務局殿

(2)53年を迎えての諸活動について

(3)懇談会（新年会をかねた。）

会員の意見要旨

1. 協議会の活動実績は高く評価したい。

特に第一線技術者研修会は好評。

2. 活動内容の新しい行事の追加希望は今のところ特になし。

3. 会報内容も現在で満足している。

4. 会報の部数は現行通り2部送付して欲しい。

5. 12月21日第5回部会時の配布資料2「会報についてのアンケート結果」中、行政法令動向技術紹介のウェイトのおき方については全く同感。

行政当局の熱意ある御出席、御発言を得て、法令解釈、地域状況を中心として意見交換を行ったか、会員もかなり顔も気心も知り合い、和かな部会がもたれました。

以上



印旛・香取部会

1月17日

藤倉電線茂原工場にて



## 行政法令動向

### 千葉県告示第 777号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する振動について規制する地域を次のとおり指定し、昭和53年1月1日から施行する。

なお、関係図面は、千葉県庁並びに関係市役所及び関係町役場において閲覧に供する。

昭和52年11月29日

千葉県知事 川上紀一

#### 指定地域

千葉市	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域並びに市街化調整区域のうち殿台町、萩台町源町、東寺山町、原町、高品町、貝塚町、桜木町、花輪町、大森町、赤井町、鎌取町、大巣寺町、仁戸名町、浪花町、畠町、長沼町、宮野木町及びさつきが丘1丁目の全部の地域、生実町、鴨橋町、幕張町2丁目から幕張町4丁目まで及び武石町1丁目の1部の地域、小倉台2丁目、加曾利町、太田町、川戸町及び星久喜町の全部の地域、坂月町、多部田町、小倉町及び大宮町の一部の地域、愛生町及び六方町の全部の地域、若松町の一部の地域、辺田町、誉田町1丁目、誉田町2丁目及び高田町の一部の地域、椎名崎町刈田子町、古市場町、落井町、中西町、富岡町及び小金沢町の全部の地域、茂呂町及び大金沢町の一部の地域並びに幕張町1丁目7758番地の7地先から幕張町5丁目417番地の37地先までの公有水面埋立地の全部の地域
銚子市	用途地域
市川市	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
船橋市	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域並びに市街化調整区域のうち飯山満町1丁目飯山満町2丁目、東町、宮本町5丁目、宮本町6丁目、市場2丁目、市場5丁目、夏見1丁目、夏見5丁目、夏見7丁目、夏見町2丁目、米ヶ崎町、高根町、金杉町、馬込町旭町、上山町3丁目、藤原町3丁目、二和町、三咲町、八木が谷町及び薬円台3丁目の全部の地域並びに大穴町及び松が丘2丁目の一部の地域
木更津市	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
松戸市	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
野田市	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域

成田市	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
佐倉市	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
習志野市	用途地域
柏市	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域並びに市街化調整区域のうち大字松ヶ崎字木崎、谷添、羽中、須賀前、島合及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前、篠籠田橋及び見崎の一部の地域、大字高田字新堤、西前田、東前田、谷中及び町田の全部の地域並びに字遠上、上、天神前、西中上及び中上の一部の地域、大字篠籠田字初音の全部の地域並びに字篠塚、内野及び寺前の一部の地域、大字花野井字三畝割の一部の地域、布施新町1丁目から布施新町4丁目までの全部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、四本榎、荒屋敷、寺山、上沼、下沼、山ノ田台、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前及び本願寺の全部の地域並びに字一つ木台、廻り作台、新屋敷、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田向、宿ノ後、谷ノ尻、前谷、前原、大日及び十三本原の一部の地域、大字根戸字新堤の一部の地域、大字根戸新田字木戸の全部の地域、大字呼塚新田字木崎の一部の地域 大字名戸ヶ谷字小橋戸、北小橋、西小橋、東小橋、南小橋、新畑、中久保、表谷津、上郷、宮前、上ノ内、聖前、山越、中山越、南山越、堀込、小谷津、柏口及び上谷津の全部の地域、大字中原字16丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域、大字増尾字丸山下、稻荷下辺田前、本郷、宮根、松山、鷺ノ山、中郷、向根及び葛ヶ谷の全部の地域並びに字四斗蒔、篠塚、堂谷、坊山、門前、平松及び上向根の一部の地域、大字藤心字砂部田前、上耕地、砂部田、慈本寺前、寺内、宿畑、瀬室、一本松、藤ノ木、沖内、上人塚、天神前葉貫台、上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字大宮戸、川中及び鶴巻の一部の地域 大字逆井字浅間前、三ノ台、向、寺山、中島、林田、浮内、柳橋、古宿、定山、向山、戸崎、下田、辻、北ノ下、中台、根切、大山及び庚申前の全部の地域並びに字宮田島、小山、八町歩及び野沢の一部の地域、大字南増尾字南割の一部の地域並びに大字酒井根字堀込、大清水、西山、長作、庚申前、西ヶ原、溜台及び棒ヶ谷の一部の地域
市原市	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域（ただし、工業地域については、潤井戸工業団地に限る。）並びに古市場24の1番地先から潤井戸2041番地先までの県道千葉茂原線の両側50メートルの地域、潤井戸2297番地先から大成834番地先までの県道千葉茂原線の両側50メートルの地域、5所336の3番地先から八幡269の1番地先までの国道297号線の両側50メートルの地域、郡本1609番地先から山倉167番地先までの国道297号線の東側50メートルの地域、山倉167番地先から佐是704の1番地先までの国道297号線の両側50メートルの地域、五井8171の1番地先から根田323の1番地先までの市道川岸西広線の両側50メートルの地域、島野1399番地先から今富678番地先までの県道五井茂原線の両側50メートルの地域、今富678番地先から海士有木658の1番地先までの県道市原茂原線の両側50メートルの地域、姉崎2099の1番地先から不入斗2番地先までの県道千葉鴨川線の両側50メートルの地域及び不入斗2番地先から深城54番地先までの県道千葉鴨川線の西側50メートルの地域並びに牛久の全部の地域

流山市	用途地域
八千代市	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域並びに市街化調整区域のうち大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、風見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、鳴田道、大久保高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域
鎌ヶ谷市	用途地域
君津市	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域並びに大字泉字南田、竹ノ下、越堀、星谷、泉台及び鍛治屋前の全部の地域、大字中島字竹際、ボチヤシキ、ワダシタ、久保田及び木ノ下の全部の地域、大字泉字1丁目 293番地先の木の間橋から大字西粟倉字前畠 118番地先までの県道君津丸山線の両側 200メートルの地域、大字塚原字仲町69の2番地先の八千代橋から前記地域までの県道小櫃佐貫停車場線の両側 200メートルの地域、大字青柳字天王原及び東天王原の全部の地域、大字山本字番代下1742の1番地先から大字俵田字打木堀1663の1番地先までの県道千葉鴨川線の両側 200メートルの地域、大字小櫃台字内畠ヶ 130の1番地先から大字末吉字後宿 880の1番地先までの県道加茂木更津線の両側 100メートルの地域及び大字小櫃台字内畠ヶ 130の1番地先から大字吉野字走口 117番地先までの市道小櫃川谷線の両側 100メートルの地域、大字小市部字橋戸の全部の地域並びに大字久留里市場及び大字久留里字安住の全部の地域
富津市（昭和46年4月25日における合併の日の前日における君津郡大佐和町の区域を除く。）	用途地域並びに市街化調整区域のうち字広田、仲田及び三門の地域内の国道16号線の両側50メートルの地域
東葛飾郡浦安町	用途地域
印旛郡四街道町	用途地域
印旛郡酒々井町	用途地域並びに市街化調整区域のうち大字上本佐倉字大堀、向台、西台及び清光寺作の全部の地域並びに大字本佐倉字北大堀及び猿楽場の全部の地域

君津郡袖ヶ浦町	用途地域のうち工業専用地域を除いた地域
---------	---------------------

備考 市街化調整区域及び用途地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項及び第8条第1項第1号の規定により定められた区域及び地域をいう。

## 千葉県告示第778号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、昭和53年1月1日から施行する。

なお、関係図面は、千葉県庁、関係市役所及び関係町役場において閲覧に供する。  
昭和52年11月29日

千葉県知事 川上紀一

### 時間区分及び区域区分

時間区分 区域区分	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から翌日 の午前8時まで)
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

### 備考

- 第1種区域及び第2種区域に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。
- 第1種区域及び第2種区域の区分は、次の表のとおりとする。

千葉市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域並びに市街化調整区域のうち殿台町及び萩台町の全部の地域、源町の一部の地域、東寺山町原町、高品町及び貝塚町の全部の地域、桜木町の一部の地域、花輪町、大森町、赤井町、鎌取町及び大巣寺町の全部の地域並びに生実町及び仁戸名町の一部の地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに市街化調整区域のうち浪花町、畠町、長沼町、宮野木町及びさつきが丘1丁目の全部の地

千葉市	第2種区域	域、続橋町、幕張町2丁目、幕張町3丁目、幕張町4丁目及び武石町1丁目の一部の地域、小倉台2丁目、加曾利町、太田町、川戸町及び星久喜町の全部の地域、桜木町、仁戸名町、坂月町、多部田町、小倉町及び大宮町の一部の地域、愛生町及び六方町の全部の地域、源町、若松町、辺田町、誉田町1丁目、誉田町2丁目及び高田町の一部の地域、椎名崎町、刈田子町、古市場町、落井町、中西町、富岡町及び小金沢町の全部の地域、茂呂町及び大金沢町の一部の地域並びに幕張町1丁目7758番地の7地先から幕張町5丁目417番地の37地先までの公有水面埋立地の全部の地域
銚子市	第1種区域	第1種区域用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
市川市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
船橋市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域並びに市街化調整区域のうち飯山満町1丁目、飯山満町2丁目、東町、宮本町5丁目、宮本町6丁目、市場2丁目、市場5丁目、夏見1丁目、夏見5丁目、夏見7丁目、夏見町2丁目、米ヶ崎町、高根町、金杉町、馬込町、上山町3丁目、旭町、藤原町3丁目、二和町、三咲町、八木が谷町及び薬円台3丁目の全部の地域並びに大穴町及び松が丘2丁目の一部の地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
木更津市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
松戸市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
野田市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
成田市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

佐倉市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
習志野市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
柏市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域 並びに市街化調整区域のうち大字松ヶ崎字木崎、谷添、羽中、須賀前、島合及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前、篠籠田橋及び見崎の一部の地域、大字高田字新堤、西前田、東前田、谷中及び町田の全部の地域並びに字遠上、上、天神前、西中上及び中上的一部分の地域、大字篠籠田字初音の全部の地域並びに字篠塚、内野及び寺前的一部分の地域、大字花野井字三畝割の一部の地域、布施新町1丁目から布施新町4丁目までの全部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮の内、四本榎、荒屋敷、寺山、上沼、下沼、山ノ田台、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前及び本願寺の全部の地域並びに字一ツ木台、廻り作台、新屋敷、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田向、宿ノ後、谷ノ尻前谷、前原、大日及び13本原の一部の地域、大字根戸字新堤の一部の地域 大字根戸新田字木戸の全部の地域、大字呼塚新田字木崎の一部の地域、大字名戸ヶ谷字小橋戸、北小橋、西小橋、東小橋、南小橋、新畑、中久保、表谷津、上郷、宮前、上ノ内、聖前、山越、中山越、南山越、堀込、小谷津、柏口及び上谷津の全部の地域、大字中原字16丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域、大字増尾字丸山下、稻荷下、辺田前、本郷、宮根、松山、鶯ノ山中郷、向根及び葛ヶ谷の全部の地域並びに字四斗蔵、篠塚、堂谷、坊山、門前、平松及び上向根の一部の地域、大字藤心字砂部田前、上耕地、砂部田、慈本寺前、寺内、宿畑、瀬室、一本松、藤ノ木、沖内、上人塚、天神前、葉貢台、上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字大宮戸、川中及び鶴巻の一部の地域、大字逆井字浅間前、三ノ台、向、寺山、中島、林田、浮内、柳橋、古宿、定山、向山、戸崎、下田、辻、北ノ下、中台、根切、大山及び庚申前の全部の地域並びに字宮田島、小山、八町歩及び野沢の一部の地域、大字南増尾字南割の一部の地域並びに大字酒井根字堀込、大清水、西山、長作、庚申前、西ヶ原、溜台及び棒ヶ谷の一部の地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
市原市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち潤井戸工業団地並びに古市場24の1番地先から潤井戸2041番地先までの県道千葉茂原線の

		両側50メートルの地域、潤井戸2297番地先から犬成 834番地先までの県道千葉茂原線の両側50メートルの地域、五所 336の3番地先から八幡 269の1番地先までの国道 297号線の両側50メートルの地域、郡本1609番地先から山倉 167番地先までの国道 297号線の東側50メートルの地域、山倉 167番地先から佐是 704の1番地先までの国道 297号線の両側50メートルの地域、五井8171の1番地先から根田 323の1番地先までの市道川岸西広線の両側50メートルの地域、島野1399番地先から今富 678番地先までの県道五井茂原線の両側50メートルの地域、今富 678番地先から海士有木 658の1番地先までの県道市原茂原線の両側50メートルの地域、姉崎2099の1番地先から不入斗 2番地先までの県道千葉鴨川線の両側50メートルの地域及び不入斗 2番地先から深城54番地先までの県道千葉鴨川線の西側50メートルの地域並びに牛久の全部の地域
流山市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
八千代市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに市街化調整区域のうち大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、風見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、鳴田道、大久保、高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域
鎌ヶ谷市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
君津市	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域並びに大字泉字南田、竹ノ下、越堀、星谷、泉台及び鍛冶屋前の全部の地域、大字中島字竹際、ボチャシキ、ワダシタ、久保田及び木ノ下の全部の地域、大字泉字1丁目 293番地先の木の間橋から大字西粟倉字前畑 118番地先までの県道君津丸山線の両側 200メートルの地域、大字塚原字仲町69の2番地先の八千代橋から前記地域までの県道小櫃佐貫停車場線の両側 200メートルの地域大字青柳字天王原及び東天王原の全部の地域、大字山本字番代下1742の1番地先から大字俵田字打木堀1663の1番地先までの県道千葉鴨川線の両側 200メートルの地域、大字小櫃台字内畠ヶ 130の1番地先から大字末吉字後宿 880の1番地先までの県道加茂木更津線の両側 100メートルの地域及

君津市	第1種区域	び大字小櫃台字内畠ヶ 130の1番地先から大字吉野字走口 117番地先までの市道小櫃川谷線の両側 100メートルの地域、大字小市部字橋戸の全部の地域並びに大字久留里市場及び大字久留里字安住のうち第2種区域に含まれる地域を除く地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに大字久留里市場字上町55の2番地先から字下町595番地先までの県道千葉鴨川線の両側50メートルの地域
富津市 (昭和46年4月25日おける合併の日の前日における君津郡大佐和町の区域を除く。)	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域並びに市街化調整区域のうち大字新井字広田、仲田及び三門地域内の国道16号線の両側50メートルの地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
東葛飾郡浦安町	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
印旛郡四街道町	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域及び商業地域
印旛郡酒々井町	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域並びに市街化調整区域のうち大字上本佐倉字向台、西台及び清光寺作の全部の地域並びに大堀のうち第2種区域に含まれる地域を除く地域並びに大字本佐倉字猿楽場の全部の地域並びに北大堀のうち第2種区域に含まれる地域を除く地域
	第2種区域	近隣商業地域並びに市街化調整区域のうち大字上本佐倉字大堀 213番地、214番地、216番地、218の1番地、219の1番地及び219の3番地並びに大字本佐倉字北大堀 457の2番地、465の2番地、466番地、467番地468の1番地、468の2番地、468の3番地、469番地、470番地、475番地及び477番地から487番地まで
君津郡袖ヶ浦町	第1種区域	第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

備考 市街化調整区域及び用途地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項及び第8条第1号の規定により定められた区域及び地域をいう。

## 千葉県告示第 781号

昭和49年千葉県告示第 683号（騒音規制法に基づく特定工場において発生する騒音等について規制する区域の指定）の一部を次のように改正し、昭和53年1月1日から施行する。

昭和52年11月29日

千葉県知事 川 上 紀 一

指定地域の表千葉市の項中「並びに茂呂町及び大金沢町の一部の地域」を、茂呂町及び大金沢町の一部の地域並びに幕張町1丁目7758番地の7地先から幕張町5丁目 417番地の37地先までの公有水面埋立地の全部の地域」に改め、同項の次に次のように加える。

銚子市 用途地域

指定地域の表船橋市の項中「飯山満1丁目、飯山満2丁目」を「飯山満町1丁目、飯山満町2丁目」に、「八木ヶ谷町及び薬園台町2丁目」を「八木が谷町及び薬園台3丁目」に改め、同表柏市の項中「大字花野井字三畠割の一部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、四本榎、一ツ拾廻り作台、荒屋敷、寺山、上沼、下沼、山ノ田台、新屋敷、安藤山、鳥飼山、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前、鴻ノ巣、雷神、中谷、宮田向及び本願寺の全部の地域並びに字宿ノ後」を「大字花野井字三畠割の一部の地域、布施新町1丁目から布施新町4丁目までの全部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、四本榎、荒屋敷、寺山、上沼、下沼、山ノ田台、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前及び本願寺の全部の地域並びに字一ツ木台、廻り作台、新屋敷、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田向、宿ノ後」に、「及び柏口の全部の地域」を「柏口及び上谷津の全部の地域、大字中原字16丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域」に、「西ノ原」を「西ヶ原」に改め、同表市原市の項を次のように改める。

市原市	用途地域並びに古市場24の1番地先から潤井戸2041番地先までの県道千葉茂原線の両側50メートルの地域、潤井戸2297番地先から犬成 834番地先までの県道千葉茂原線の両側50メートルの地域、五所 336の3番地先から八幡 269の1番地先までの国道 297号線の両側50メートルの地域、郡本1609番地先から山倉 167番地先までの国道 297号線の東側50メートルの地域、山倉 167番地先から佐是 704の1番地先までの国道 297号線の両側50メートルの地域、五井 8171の1番地先から根田 323の1番地先までの市道川岸西広線の両側50メートルの地域、島野1399番地先から今富 678番地先までの県道五井茂原線の両側50メートルの地域、今富 678番地先から海士有木 658の1番地先までの県道市原茂原線の両側50メートルの地域、姉崎2099の1番地先から不入斗2番地先までの県道千葉鴨川線の両側50メートルの地域及び不入斗2番地先から深堀54番地先までの県道千葉鴨川線の両側50メートルの地域並びに牛久の全部の地域
-----	---

指定地域の表八千代市の項中「桑橋台」を「東桑橋台」に改め、同表君津市の項を次のように改める。

君津市	用途地域並びに大字泉字南田、竹ノ下、越堀、星谷、泉台及び鍛冶屋前の全部の地域、大字中島字竹際、ボチャシキ、ワダシタ、久保田及び木ノ下の全部の地域、大字泉字1丁目 293番地先の木の間橋から大字西粟倉字前
-----	---

君津市	畠 118番地先までの県道君津丸山線の両側 200メートルの地域、大字塚原字仲町69の2番地先の八千代橋から前記地域までの県道小櫃佐貫停車場線の両側 200メートルの地域、大字青柳字天王原及び東天王原の全部の地域、大字山本字番代下1742の1番地先から大字俵田字打木堀1663の1番地先までの県道千葉鴨川線の両側 200メートルの地域、大字小櫃台字内畑ヶ130の1番地先から大字末吉字後宿 880の1番地先までの県道加茂木更津線の両側 100メートルの地域及び大字小櫃台字内畑ヶ 130の1番地先から大字吉野字走口 117番地先までの市道小櫃川谷線の両側 100メートルの地域、大字小市部字橋戸の全部の地域並びに大字久留里市場及び大字 久留里字安住の全部の地域
-----	--

## 千葉県告示第 782号

昭和49年千葉県告示第 684号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定）の一部を次のように改正し、昭和53年1月1日から施行する。

昭和52年11月29日

千葉県知事 川 上 紀 一

時間及び区域区分の表の備考の2の表千葉市の項第三種区域の目中「大金沢町の一部の地域」の下に「並びに幕張町1丁目7758番地の7地先から幕張町5丁目 417番地の37地先までの公有水面埋立地の全部の地域」を加える。

時間及び区域区分の表の備考の2の表千葉市の項の次に次のように加える。

銚子市	第1種区域	第1種住居専用地域及び第2種住居専用地域
	第2種区域	住居地域
	第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
	第4種区域	工業地域

時間及び区域区分の表の備考の2の表船橋市の項第2種区域の目中「飯山満1丁目、飯山満2丁目」を「飯山満町1丁目、飯山満町2丁目」に、「八木ヶ谷町、薬園台町2丁目」を「八木が谷町、薬園台3丁目」に改め、同表柏市の項第2種区域の目中「大字花野井字三畠割の一部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、四本榎、一ツ枡、廻り作台、荒屋敷、寺山、上沼、山ノ田台、新屋敷、安藤山、鳥飯山、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前、鴻ノ巣、雷神、中谷、宮田向及び本願寺の全部の地域並びに字宿ノ後」を「大字花野井字三畠割の一部の地域、布施新町1丁目から布施新町4丁目までの全部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、四本榎、荒屋敷、寺山、上沼、下沼、山ノ田台、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前及び本願寺の全部の地域並びに字一ツ木台、廻り作台、新屋敷、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田向宿ノ後」に、「及び柏口の全部の地域」を「、柏口及び上谷津の全部の地域、大字中原字拾六丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域」に、「及び庚神前」を「及び庚申前」に、「西ノ原」を「西ヶ原」に改め、同表市原市の項中第2種区域の目及び第3種区域の目を次のように改める。

第2種区域	住居地域及び第1特別地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域(ただし、第1特別地域を除く。)並びに古市場24の1番地先から潤井戸2041番地先までの県道千葉茂原線の両側50メートルの地域、潤井戸2297番地先から大成834番地先までの県道千葉茂原線の両側50メートルの地域、五所336の3番地先から八幡269の1番地先までの国道297号線の両側50メートルの地域、郡本1609番地先から山倉167番地先までの国道297号線の東側50メートルの地域、山倉167番地先から佐是704の1番地先までの国道297号線の両側50メートルの地域、五井8171の1番地先から根田323の1番地先までの市道川岸西広線の両側50メートルの地域、島野1399番地先から今富678番地先までの県道五井茂原線の両側50メートルの地域、今富678番地先から海士有木658の1番地先までの県道市原茂原線の両側50メートルの地域、姉崎2099の1番地先から不入斗2番地先までの県道千葉鴨川線の両側50メートルの地域及び不入斗2番地先から深城54番地先までの県道千葉鴨川線の西側50メートルの地域並びに牛久の全部の地域

時間及び区域、区分の表備考の2の表八千代市の項第3種区域の目中「桑橋台」を「東桑橋台」に改め、同表君津市の項中第2種区域及び第3種区域の目を次のように改める。

第2種区域	住居地域、第1特別地域並びに大字泉字南田、竹ノ下、越堀、星谷、泉台及び鍛冶屋前の全部の地域、大字中島字竹際、ボチヤシキ、ワダシタ、久保田及び木ノ下の全部の地域、大字泉字1丁目293番地先の木の間橋から大字西粟倉字前畑118番地先までの県道君津丸山線の両側200メートルの地域、大字塚原字仲町69の2番地先の八千代橋から前記地域までの県道小櫃佐貫停車場線の両側200メートルの地域、大字青柳字天王原及び東天王原の全部の地域、大字山本字番代下1742の1番地先から大字俵田字打木堀1663の1番地先までの県道千葉鴨川線の両側200メートルの地域、大字小櫃台字内畑ヶ130の1番地先から大字末吉字後宿880の1番地先までの県道加茂木更津線の両側100メートルの地域、大字小櫃台字内畑ヶ130の1番地先から大字吉野字走口117番地先までの市道小櫃川谷線の両側100メートルの地域並びに大字小市部字橋戸の全部の地域並びに大字久留里市場及び大字久留里字安住のうち第3種区域に含まれる地域を除く地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域(ただし、第1特別地域を除く。)及び第2特別地域並びに大字久留里市場字上町55の2番地先から字下町595番地先までの県道千葉鴨川線の両側50メートルの地域

### 千葉県告示第779号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域を次のとおり指定し、昭和53年1月1日から施行する。

昭和52年11月29日

千葉県知事 川上紀一

#### 指定区域

昭和52年千葉県告示第778号で定める第1種区域及び工業地域を除く第2種区域並びに工業地域のうち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域

# 千葉県環境賞について

千葉県においては、昭和52年8月に「千葉県環境賞要綱」を制定し、この第1回受賞者の表彰が昨年11月28日下記により行なわれましたので、御紹介いたします。

## 第1回千葉県環境賞受賞者の表彰について

千葉県環境部

### 1. 環境賞制定の趣旨

昭和52年度から、県民が一丸となって、よりよい環境を創出することを目的として、『自分のまわりからきれいに』をスローガンに掲げ「環境浄化推進県民運動」を実施しているところであるが、この運動のより一層の効果を期待し、環境保全について顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績に報いるとともに、環境保全思想の高揚を図るために制定されたものである。

### 2. 被表彰候補者の数

各市町村から推薦された者 個人8名 団体10団体  
環境部において選定した者 個人4名 団体1団体

### 3. 被表彰者

#### (1) 個人(4名)

氏名	年齢	住所	功績の概要
御園 勇	67歳	長生郡長生村一松戸2673	長生村食虫植物等保護委員、千葉県自然保護指導員等、一貫して植物の保護及び思想の啓もうに尽力した。
藤代 善次郎	70	木更津市富士見1丁目1698	木更津市公害対策審議会長、学校医等、公害防止及び被害者救済に尽力した。
古賀 茉吉	86	市川市八幡5丁目13-2	「江戸川を守る会」の会長として河川浄化に尽力した。
加地 信	69	千葉市葛城2丁目13-4	千葉県公害審査会委員等として、県環境行政に貢献した。

(2) 団体 (3団体)

名 称	代表者	設立年月	所 在 地	功 績 の 概 要
市原市川を美しくする会	(会長) 鎌田衡平	42年 7月	市原市惣社 1040-1	河川浄化の実践活動及び思想の啓もうに尽力した。
八木南団地子供会育成会	(会長) 大出光枝	45年 6月	流山市小間木 280-85	地域の環境浄化の実践活動及び思想の啓もうに尽力した。
千葉市立土気中学校	(校長) 石塚英明	22年 5月	千葉市土気町 1400	千葉県愛鳥モデル校等鳥獣の保護及び思想の啓もうに尽力した。

4. 表彰式

11月28日(月) 午前11時30分

知事室

5. 表彰の方法

千葉県環境章及び知事の表彰状を授与する。

## 千 葉 県 環 境 賞 要 約

1. 趣 旨

この要綱は、県の区域内において環境保全活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者（団体を含む。以下同じ。）を表彰し、もってその功績に報いるとともに環境保全の精神の高揚を図ることを目的とする。

2. 被表彰者

表彰は、次に該当する者について行う。

- (1) 環境関係分野で献身努力している者でその功績が顕著であり、将来も当該活動を継続すると認められる者
- (2) 環境保全に画期的な寄与（技術開発、技術革新等）をしたと認められる者
- (3) 千葉県の環境行政施策に積極的に協力し、その功績が顕著な者

3. 表彰者

表彰は知事が行う。

4. 表彰の方法

表彰は、千葉県環境章及び表彰状を授与して行う。

5. 被表彰者数

年度の被表彰者数は、個人及び団体についてそれぞれ5人（団体）以内とする。

6. 被表彰者の決定

表彰を受ける者は、環境浄化推進県民運動実行委員会（以下「実行委員会」という。）が選考したものの中から知事が決定する。なお、選考にあたっては、衛生部医務課長及び土木部管理課長の意見を聴くものとする。

7. 被表彰者の推薦

## (1) 環境浄化推進県民運動実行委員会幹事会（以下「幹事会」という。）の推薦

ア. 幹事会は、市町村長が推薦した者で当該市町村の区域を所管する支庁長を経由したもの及び独自に選考した者を統合して審査を行い、順位を付して実行委員会に提出するものとする。

## (2) 市町村長の推薦

ア. 市町村長の推薦は、2に該当するもののうちから個人1人、団体1団体を選定し、当該市町村の区域を所管する支庁長に対し行うものとする。

イ. 前記アの推薦には、次の書類を2部添付するものとする。

(ア) 推薦調書（別紙様式1及び2）

(イ) その他参考となる書類

## (3) 支庁長は、管内市町村長から推薦があったときは、適当と思われる者から順位を付して推薦調書等1部を実行委員会々長に提出するものとする。

なお、順位の決定にあたっては、保健所長、土木事務所長、その他必要と思われる県の出先機関の長の意見を聞くものとする。

## 8. 表彰の時期

表彰は、毎年1回6月に行う。

## 9. その他の

この要綱に関し必要な事項は別に定める。

(附 則)

1. この要綱は、昭和52年8月15日から施行する。

2. 昭和52年度に限り表彰時期は11月とする。

## 別紙様式1（個人用）

## 昭和 年度千葉県環境賞推薦調書

氏名 (ふりがな)	生年月日 年 月 日	生 日 （満 歳）
職業	環境保全活動期間	年 か月間
本籍地		
現住所		
経歴概要		
功績概要	(功績を具体的かつ詳細に記入すること。)	
既往の賞罰		
参考事項	(その他参考となる事項を記入すること。)	

注：1 被表彰候補者の本籍、現住所、氏名等は戸籍等を確認すること。特に氏名については字画数に注意すること。

2 功績概要は原則として400字以内とすること。

別紙様式2(団体用)

昭和 年度千葉県環境賞推薦調書

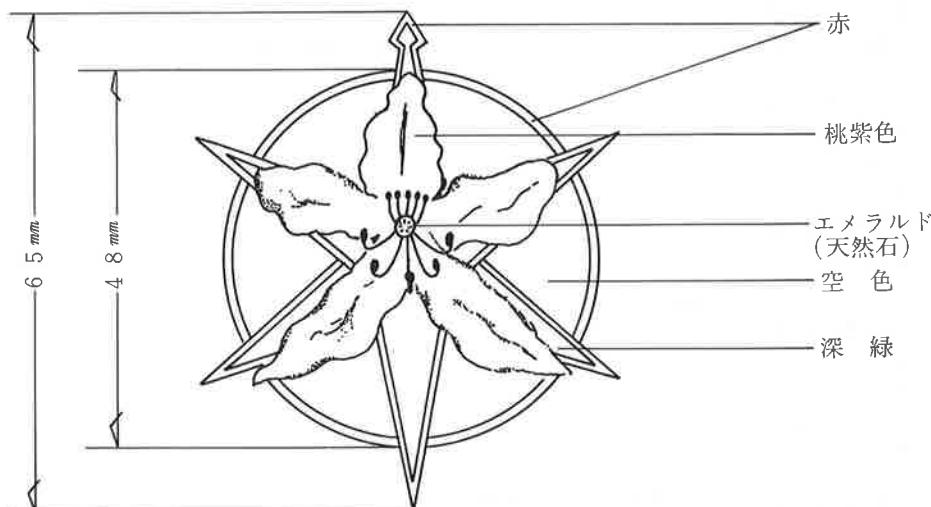
(ふりがな) 団体名	
設立年月日	年 月 日
所 在 地	
代表者氏名	
団体の目的・ 組織等	
団体の活動 状況	
功績概要	(功績を具体的かつ詳細に記入すること。)
既往の賞罰	
参考事項	(その他参考となる事項を記入すること。)

注: 1 定款若しくは寄附行為又は会則規約等を添付すること。

2 功績概要是原則として400字以内とすること。

### 千葉県環境章デザイン

個人章(65mm, 実寸大)



1. 個人章については、上記デザインのとおりであり、裏面に千葉県環境章及びNo.を刻印する。
2. 団体章については、上記のものを楷型式のものとし、楷の地色は「白色」、また千葉県環境章の文字を角ゴシック体で表示している。裏面はNo.を刻印する。

### 1. デザインについて

「環境章」を環境保全の根幹である自然環境の保全の指標として表現することとし、中央には自然保護の指標としての「キヨスミミツバツツジ」を、背景に県章を配し「自然の緑」「太陽の赤」「空の青」「海のエメラルド」をそれぞれ色彩で表現したものである。

### 2. 「キヨスミミツバツツジ」選定の理由

「キヨスミミツバツツジ」は、千葉県清澄山系で発見され、全国的にも希少な植物であるところから、本年度この自生地を県内最初の野生動植物保護地区に指定し、保護するべく準備中であり、自然保護の指標花木として最適である。

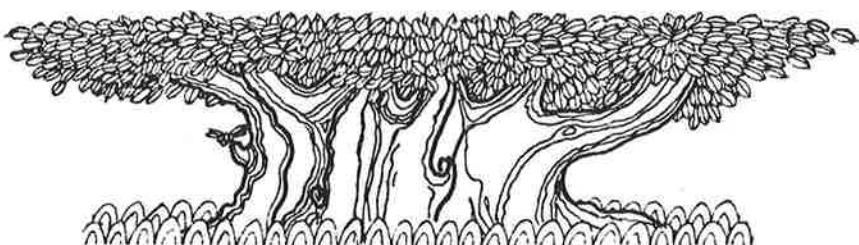
### 3. 環境章の材質について

(1) 個人章（絹リボン及び略章、ケース（ベッチン製））

●純銀台（3.5mm） ●エメラルド（天然石 2.5mm） ●七宝仕上

(2) 団体章（ケースは特に定めないが体裁のよいものとする。）

●個人章のものに白色の楯、リボン掛け





## 工場排水管理の一例

住友化学工業株  
千葉製造所袖ヶ浦工場  
環境保安部環境課長  
北原 仁

### 1. はじめに

排水管理については(イ)処理施設の高度化(ロ)測定器類の整備、(ハ)排水溝の整備統合等のハード的な面と(ニ)生産操業管理、(ホ)パトロール分析監視、(ヘ)従業員一人一人の意識の向上といったソフト面から等、多面的に論ずる事ができるが、本稿では、公害防止協定とともに進められた当工場における排水溝の整備統合を中心まとめた。

### 2. 工場概要

当社袖ヶ浦工場は、42年に操業を開始した

当社姉ヶ崎工場のエチレンプラントからの一連の誘導品製造のため、43年よりから造成されたばかりの北袖地区に進出したことに始まる。

その後のあいつぐ拡張で、現在は関連会社も含めると、製造プラント数は10以上、合成ゴムから各種工業薬品にいたる製品数は、第1表にあるように、十数種にわたっている。

また、工場の配置の面では、約54万坪の敷地が、公共道路をはさんで、通称第一地区と第二地区に分割されていることも特徴となっている。

第1表 工場概要

工場敷地面積とプラント			
第一地区	66万m <sup>2</sup>	合成ゴム、アクリルニトリル、B T X、スチレン等	
第二地区	111万m <sup>2</sup>	メタノール、塩ビモノマー、苛性ソーダ等	
従業員	約1000人		
ボイラー	5基		
排水量	約100万トン/日	排水口 第一地区 3ヶ所	
		第二地区 2ヶ所	

### 3. 以前の排水溝

このような多数の製品は、当然多種多様な排水処理を必要とすることになるが、もともと新設工場として、特に公害防止面では第一

級の技術がおりこまれてきた。

例えば各種プラントの建設にあたって、まず留意した事は含油系排水の分離であって、排水を次の4種に区分し、系統的に取扱われるよう配慮されてきた。

第2表 主要排水の区分

- Ⓐ プロセス排水 (C O D, S S等を含むもの) →処理施設へ
- Ⓑ プロセス排水 (ポンプまわり, タンクヤード等の床排水) →終末油水分離施設へ
- Ⓒ 間接冷却一過水
- Ⓓ 雨水排水

しかし、このうちⒶについては、その排水に適した処理を行なうとの立場から、プラント内に設置される事が多く、処理後の排出先是、含油系ほど集中管理がはかられなかつたきらいがあり、Ⓒ又はⒹとの分離は不完全であった。

#### 4. 公害防止協定による整備

工場全体の汚濁負荷量を管理するという概念に対しては、前述の排水システムではそぐわない面がある。

例えば、単に各排水口の水量と濃度を測定すればよいわけであるが、そのためには次の問題の解消が必要となつたわけである。

(イ) 排水口の濃度が極めて低く、測定誤差を無視できなくなる。

例えば、3 ppmが5 ppmとなつても1本の排水口の水量10万m<sup>3</sup>/日としても負荷量で200kg/日の増減が生ずる。

(ロ) 水量の測定そのものが困難。

(ハ) 間接冷却一過水等、本来工場内での増分負荷と言えぬものまでカウントされることになる。

このような事から、県ご当局のご指導もあり、いわゆる「要処理排水の分離統合計画」を立案、最終的には50年夏には整備を完了した。

計画のポイントは

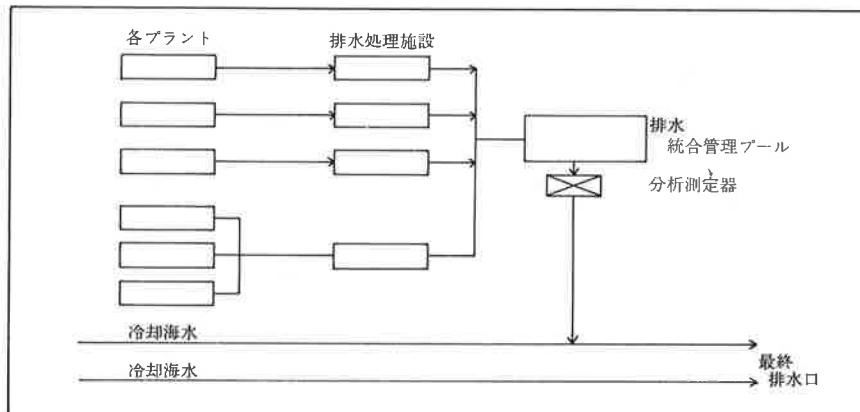
(イ) それまでの埋設排水管から「処理をする排水（実際は処理後の排水であるが）」をポンプでくみ上げ、配管等で第一地区、第二地区各々1ヶ所に送水集中する。

(ロ) 末端に滞留池を整備し、水質の平準化をはかる。

(ハ) 滞留池の出口に水量計、PH計、C O D自動測定器を設置し、これをもつて協定上のチェックポイントとした。

完了後の排水系統は、概ね次の図の通りである。

第1図 改造後のフロー



これより濃度、負荷量等の管理が極めて容易になり、工場内の排水管理が充実したほか、分析必要箇所が大巾に削減されるなどのメリットも無視できない。

また、プールは降雨時等のやむを得ぬSSの増加等に対しても相当程度の予期せぬ効果があった。

## 5. 測定計器

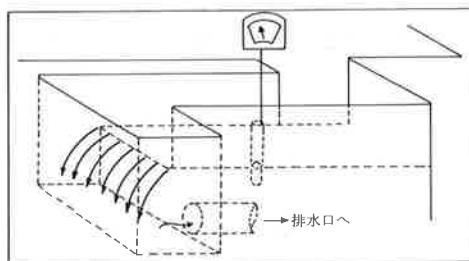
次に排水管理プール出口に設置した測定機器について、少しくわしく紹介してみる。

苦労した点は、広い構内2ヶ所の分析データを、日常の管理にどのように活用するかであり、最終的には全て信号を伝送することにより、管理室に居ながらにして排水の状況を知りうるようにした。

### 1) 流量測定器

JIS規定に準ずる4角堰とし、水位高はフロートによって検出、現地指示のほか約1kmはなれた管理室に信号伝送、連続記録にくわえ、積算計も設け、一日の総量をカウントしている。

第2図 流量測定器の概要



現在までのところ、特にトラブルもなく推移している。

因みに水量は毎時1000m<sup>3</sup>前後である。

### 2) COD計

協会等で進められた各メーカーのテスト結果も考慮して、51年度に設置を完了。排水中の塩分濃度も検討の上、JISK 0102に準拠したアルカリ性過マンガン酸カリウム100°C消化法、終点の検出は酸化還元電位

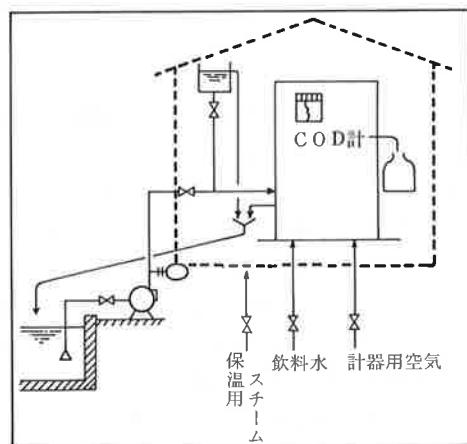
法によるもので、最終的には電気化学計器のものを採用した。測定範囲は0~100ppmである。

手分析との相関データをとりながら、以下のところはこれまで通り手分析値を正としているが、モニター用としては充分その役を果している。

機器付属の現場指示記録のほか、信号を同様に管理室まで伝送、連続記録させていくが、今後はさらに相関の向上をはかり、手分析にかえたいと考えている。

当初排水を分析室まで送水する事も考えたが、途中配管の閉そく等から断念、現地設置とした。

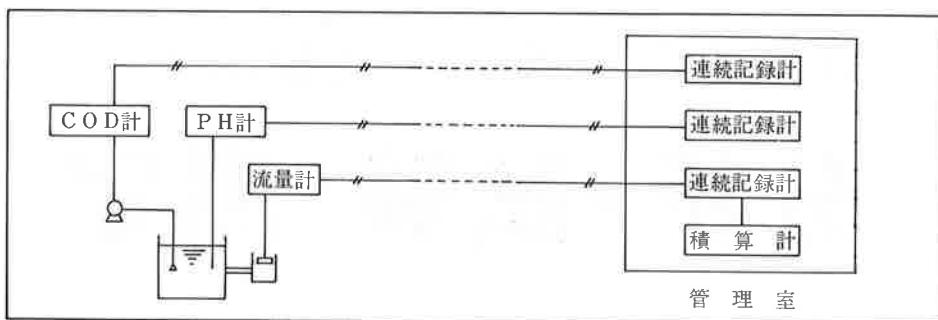
第3図 COD計の概要



### 3) PH計

この他、簡易な水質異常の管理手段として、PH計（堀場製作所工業用PH計K-7）も併設し、現地指示の他同様管理室へ伝送されている。以上まとめると第4図のようなシステムになる。

第4図 システムの概要

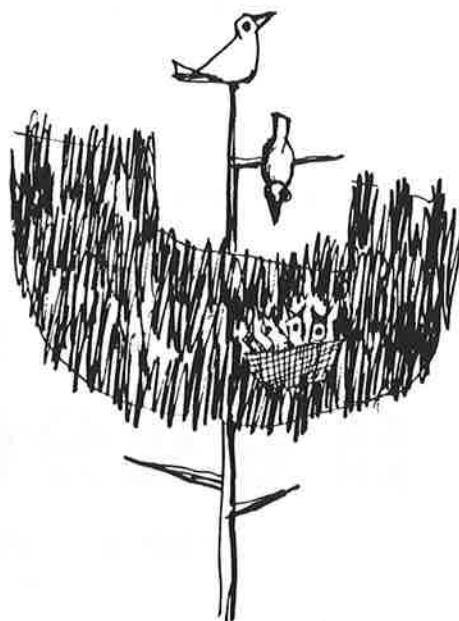


## 6. あとがき

公害防止協定を機にすすめられた当工場の排水溝の整備と、負荷管理のための分析計の現状についてまとめた。会員諸氏のご参考になれば幸いである。

中央においては法律による C O D 等の総量規制を検討中とのことであるが、当地区で先駆的に進められ、すでに実施されている管理办法を十分勘案の上策定されるよう、誌上を借りてお願いしておきたい。

以上



蓄積された技術で社会に奉仕

# 分析・試験・測定

◆ 環境測定分析

水質分析

大気分析

廃棄物分析

その他

◆ 作業環境測定

粉じん

特定化学物質

金属類

有機溶済

その他

◆ 一般分析

工業分析

土壤・底質・分析

機器分析

その他

◆ 特殊試験分析

組成分析

研究・開発・試験

安全性試験

その他

企業の発展と環境改善には

当センターの技術陣をご活用下さい。

濃度計量証明事業 千葉県 第518号  
作業環境測定機関 千葉労基局第12-5号

株式会社 住化分析センター

〒299-01 市原市姉崎海岸131番地

TEL 0436(61)1030直通

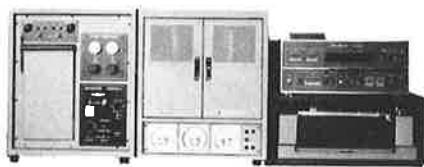
0436(61)1311(代)

# 住友化学の排水処理用機器

弊社では、次のような排水処理に関連した機器を取り扱っております。

排水の水質管理に威力を発揮する

## 連続自動サンプリング装置

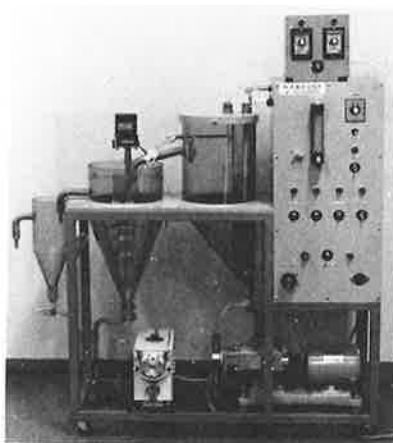


G C T - I 2 N 型

T O C - T N 分析装置

活性汚泥プラントの設計および運転管理に

## 活性汚泥試験装置



活性汚泥試験装置  
バイオテックスW型

T O C - T N あるいは T N の分析に

## ガスクロ方式 全有機炭素 - 全窒素分析装置

高負荷処理を可能とした垂直直管モジュールによる

## 高速散水汙床式生物処理

その他上記排水処理用機器以外に水処理装置、無機凝集剤、高分子凝集剤、イオン交換樹脂、キレート樹脂、重金属イオン不溶化剤、凝集脱色剤、油吸着剤等も製造販売を行なっていますので、お気軽に御相談下さい。



住友化学工業株式会社 商品開発部

東京 東京都中央区日本橋2丁目7番9号 T E L (03) 278-7412  
大阪 大阪市東区北浜5丁目15番地 T E L (06) 220-3360

# キッコーマン醤油株式会社

東京からわずか30kmしか離れていないのに濃い緑に包まれた静かな町——野田。大都市では失われかけている自然が、しょうゆづくり400年のこの町には、美しくいきづいています。

キッコーマンは、この恵まれた環境を守るために、厳しすぎるほど姿勢を取り続けています。

純粋・自然な製品を送り出す一方、地域社会の一員として市民とともに自然に恵まれたより豊かな暮らしを営める町をつくる、これがキッコーマンの昔も今も変わらぬ願いです。

分析センターの設立は、この願いの現れのひとつです。



このような環境保全に、少しでもお役に立てればと、  
キッコーマン分析センターは次の業務を行い、みな様の  
ご利用とご用命をお待ちしております。

## 業務内容

- 1.公害関連及び作業環境の測定分析
- 2.公害防止に関するコンサルタントと技術サービス
- 3.公害防止設備（自社開発のもの）の販売



計量証明事業登録 千葉県・濃度520号／騒音522号

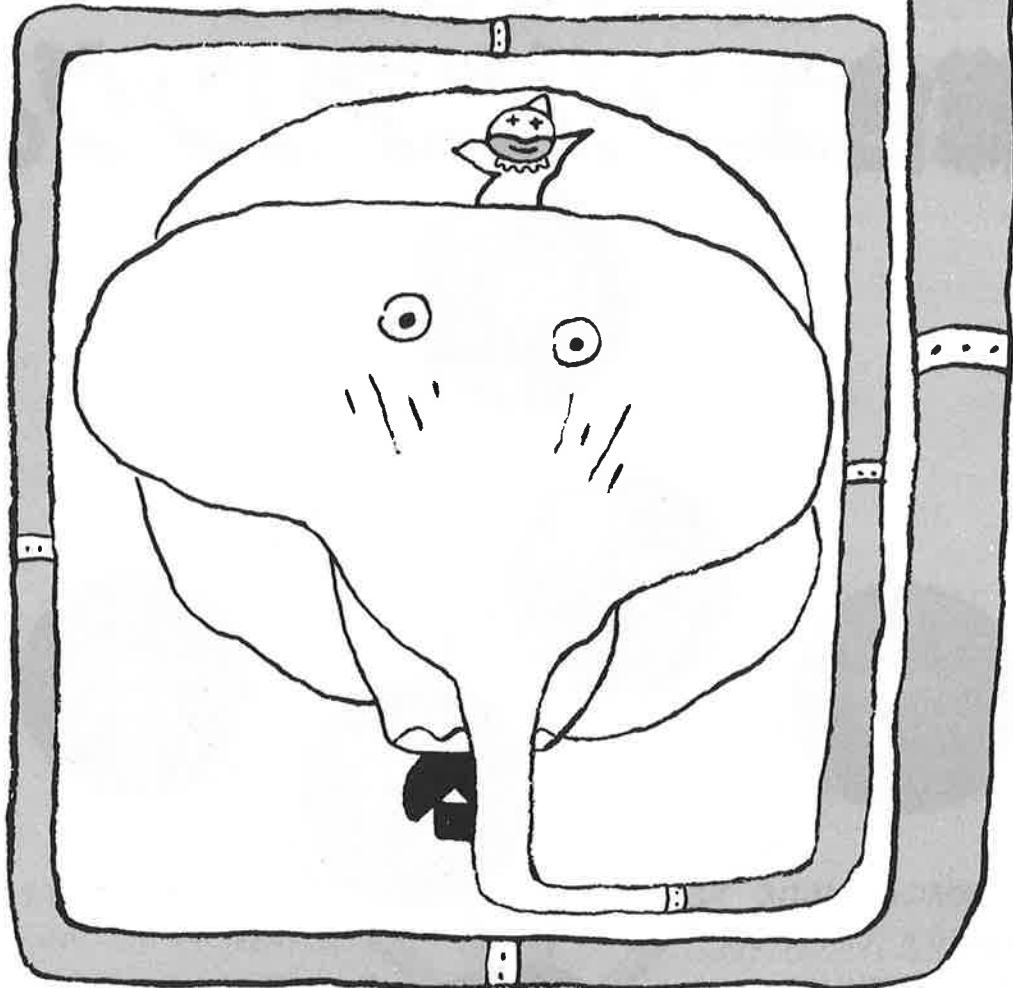


キッコーマン分析センター

〒278 千葉県野田市野田350

TEL. 0471-24-3172

# 長距離・大容量輸送を同時に解決



加圧空気輸送システム《ハイフローニューマ》は、  
少量の空気で多量の粉粒体を安定輸送できます。  
塩化ビニル・PS・PEペレット・セメント・  
アルミナ・炭カル・生石炭・消石灰・酸化鉄・  
製鉄所ダスト・カーバイド・排脱用粉体・ボイ  
ラーEPダスト・食塩・グラニュー糖・米・飼  
料などの粉粒体輸送を合理化するDCE独自の  
システムです。

## ハイフローニューマ

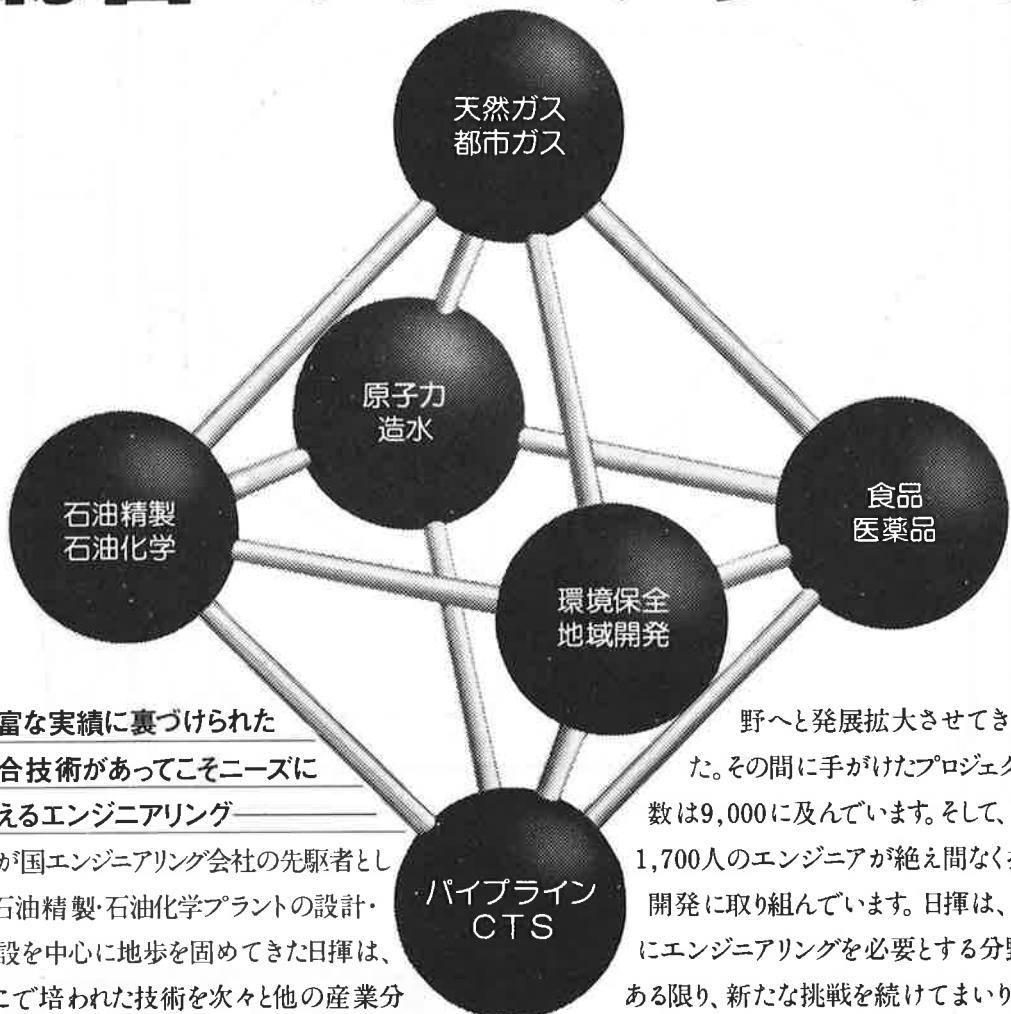
DCE



テンカエンジニアリング

本社● 東京都千代田区有楽町1-4-1 TEL 03-507-5438  
エンジニアリング本部● 千葉県市原市五井南海岸6-5 電話0436-21-5171  
事業所● 青海／02556-2-3111 大牟田／09445-2-3831  
浜川／02792-3-2211

# 新次元を拓く 総合エンジニアリング。



(名実ともに国際級の総合エンジニアリング会社として幅広い分野で活躍しています)



JGC 日揮株式会社

東京都千代田区大手町2-2-1新大手町ビル TEL03-279-5441(大代表)

## 《編集後記》

会誌の発行は本協議会の重点課題事業です。過日研修会等で、会誌についての「アンケート」集計が実施されました。

第9号の編集には、「アンケート」の集計結果・(有効利用をしている)(現状でよい)・等参考に致しました。環境問題の改善について、関係300会員の資料となるためにと考へますと編集方法内容等について非常に重責を感じた次第です。

経済活動の停滞長期化の現在、環境保全への新たな対応・快適さ(アメニティ)についての評価への対応等問題山積の現状の中に第9号の会誌発行は意義あるものと思います。これは行政当局のご指導と、会員並びに関係各位のご協力、ご助言の結晶です。今後とも最大の御配意をお願いする次第です。

ものの芽ふくらみ春の兆一杯漂よう今日この頃、協議会を通じ明るい事業活動の発展を期待する次第です。

以上

### 昭和52年度編集委員

第7号	第8号	第9号
出光興産(株)	川崎製鉄(株)	電気化学工業(株)
朝日麦酒(株)	チッソ石油化学(株)	京葉瓦斯(株)
三井東圧化学(株)	藤倉電線(株)	キッコーマン醤油(株)
新日本製鐵(株)	ヒゲタ醤油(株)	住友化学工業(株)

### 会報第9号

発行年月 昭和53年2月

発行者 社団法人千葉県公害防止管理者協議会

会長 森口円二

千葉市市場町1番3号 自治会館内  
電話(0472)24-5827

印刷所 ワタナベ印刷株式会社

千葉市新宿町1-1-5  
電話(0472)42-7456

